

## 「住宅再建相談会」を開催します

町と住宅金融支援機構では、被災者の住宅再建に必要な情報を提供することを目的に相談会を開催します。

### ◇相談内容

- ・住宅再建に向けての資金計画相談（融資の制度案内、返済額シミュレーションの作成、資金計画のアドバイス）。
- ・住まい再建のための公的助成制度や災害公営住宅に関する相談。

### ◇開催日時・場所

開催日	時間	場所
11月16日(日)	午前10時から午後4時	復興事業推進課住宅再建支援係（プレハブ棟）
11月17日(月)	午前10時から午後4時	役場2階大会議室

※資金計画等の相談は、住宅金融支援機構への事前予約が必要となりますので、11月14日(金)までに、下記へ申し込み願います。

◇申 込 先 住宅金融支援機構コールセンター フリーダイヤル ☎0120-086-353

◇問い合わせ 復興事業推進課住宅再建支援係 ☎46-1379



## 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成26年1月から12月までに納めた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成26年度中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成26年1月1日から9月30日ま

での間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成26年10月1日から12月31日までの間に、今年始めて国民年金保険料を納めた方へは、来年の2月上旬に送られます。）

### 〈今月の年金相談会〉

- ・日時 11月11日(火)  
午前10時から午後3時30分
- ・場所 役場1階相談室  
年金に関する相談事がありましたらご利用ください。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5117  
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

中小企業の皆さん、ご存知でしたか？

## 企業立地奨励条例による『立地奨励金・雇用奨励金』

町では、産業の振興と雇用の拡大を図り、町民生活の安定向上に資することを目的に、固定資産の取得価額が一定以上の企業者に対し、立地奨励金・雇用奨励金を支給します。

（以下に該当する場合は問い合わせください。）

◇立地奨励金 町内に事業所の新設、増設または移設を行った中小企業者の方で、平成25年中の固定資産の取得価額が1000万円以上である場合。

◇雇用奨励金 営業開始日後3年において引き続き1年以上雇用している地元従業員1人につき10万円支給します。（ただし、事業所の新設、増設、移設によって条件が異なりますので、詳しくは下記に問い合わせください。また、既に交付した雇用奨励金に係る地元従業員の人数は控除します。）

◇申請方法 最初に指定企業者の登録のため、指定企業者申請書を提出していただきます。指定を受けた後、次の申請期限までに交付申請をしていただくこととなります。

（1）立地奨励金 交付対象期間内における各年度の固定資産税を完納した日から2月以内。

（2）雇用奨励金 営業開始後1年を経過した日から2月以内（以降3年目まで同様）。

※対象となる事業や要件の確認、申請に必要な書類については問い合わせください。

（町ホームページから「指定企業者申請書」の様式をダウンロードすることができます。）

問い合わせ 産業振興課商工業立地推進係 ☎46-1378

## 守られていますか？あなたの人権 人権擁護委員はあなたの街の身近な相談パートナーです

人権擁護委員は、地域の住民の中から、人権問題に理解や熱意のある人たちが市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱（人権擁護委員の仕事をお願いすること）された人たちです。

人権擁護委員は、人権に関する相談を受けたり、幼稚園や小中学校で人権教室を開いて、命や思いやりの心の大切さについての理解を深めてもらうための活動をしています。

皆さんが、毎日の生活を営んでいく上で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようになるのか分からないため困ったりすることがあると思います。このような場合は、ひとりで悩まずに、あなたの近くの人権擁護委員にお気軽に相談してください。

相談は無料です。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

●平成26年10月1日付委嘱人権擁護委員●

協議会名	市区町村	氏名
気仙沼	南三陸町	大山 たつ子
気仙沼	南三陸町	山内 英男

問い合わせ 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601

## 臨時福祉給付金の申請はお済みですか？

（申請期限を11月28日(金)まで延長しました。もう一度ご確認を！）

本年4月からの消費税率の引上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響に考慮し、臨時的な措置として、一定の条件を満たす方に対し臨時福祉給付金を支給することとなっております。現在まで給付対象となる方の約85パーセントについて支給しておりますが、町として、できるだけ多くの方に給付を行いたいと考えており、未だ申請をいただけていない方について、10月中旬、個別に通知しているところです。このことに伴い、申請期限を11月28日(金)まで延長しておりますので、まだ申請がお済みでない方は、今月中に必要な書類を添付の上、申請してください。

### ■支給対象者

基準日（平成26年1月1日）時点で住民票が南三陸町にある方のうち、平成26年度分の住民税（市町村民税）が課税されない方が対象です。

ただし、住民税を課税されている方に扶養されている方や生活保護制度の被保護者となっている方は対象となりません。

### ■支給額

- 給付対象者1人につき1万円（1回のみ給付）
- 給付対象者の中で下記に該当する方は5千円を加算
  - ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
  - ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

### ■申請手続

臨時福祉給付金の対象となると思われる方でまだ申請されていない方には、10月中旬に通知と併せて申請書をお送りしておりますので、案内に従って、11月28日(金)までに申請してください。申請の受付後は、平成25年中の所得、臨時福祉給付金の受給資格等について審査のうえ、支給対象者に対して支給を行います。（郵送で申請の場合は、11月30日(日)消印有効となっております。）

### ■注意事項

- ・申請書類に不備があると支給審査ができませんので、案内等をよくお読みになって、申請願います。
- ・申請期間などは、各市区町村により異なります。  
南三陸町以外に申請が必要な方は、事前に該当する市区町村に問い合わせください。

### 問い合わせ

保健福祉課社会福祉係「臨時福祉給付金」窓口 ☎46-2601（社会福祉係）  
☎46-1402（臨時給付金直通）  
厚生労働省「給付金」専用ダイヤル ☎0570-037-192

